小牧市教職員

# もが元気に働き続けることができる職場を

2015・9・15 市教委交渉より

## 【快適な職場環境の整備を】

組合:職場巡回を夏休みにするのは施設はみ られても労働環境をみるには問題だと思

教委:今年度は夏季休業中に実施した。職 員室・更衣室・職員用トイレの明るさと か臭いなどを見て回った。

組合:休み中でなく、子どももいるごく普通 の様子を見てほしい。

教委:我々が見て回るのは職員の環境なの 授業をとばしてこなければならない。ど ちらがいいのかと思い、今年度は夏季休 で。通常の授業日であると担当の先生が

組合:問題は巡回の視点である。休職中の職 うチェックはしているか。 注意を払うといった見方もある。そうい チェックして長時間労働をしている人に 員の原因は何かとか、在校時間の記録を

教委:在校時間の長い人の人数を聞いて、校 き、継続して注意してもらうようお願い 長や教頭にその人に対する取り組みを聞

組合:小牧市は、在校時間把握を市教委がせ 巡回したときに、80時間超・100時 ず、各学校の校長任せになっているが、

> はあるのか。後日、ご回答いただきたい。 るのか。それを文書でまとめているもの どういう対応をしているのかを聞いてい 問超の人をつかみ、それに対して校長が

#### 【50人以上の職場に、 校内衛生委員会を設置しないのは、

法令違反!

組合・こういう要望があることは、総括安全

組合:50人以上の職場には校内衛生委員会 ていないのは予算の関係か。 50人以上の職場があるのに、設置され ているのに設置されていない。ほかにも 南小学校は、去年も今年も50人を超え の設置が義務づけられているが、小牧

組合:法令で決められているので、これは議 教委:予算獲得のこの時期(9月?)に見込 反を放置することになる。 論の余地はない。設置しなければ法令違 小学校1校にしか設置できなかった。 月にスタートしていくので、今年は味岡 みで予算を取って、3月議会にかけ、4

教委:50人のカウントの仕方は?どこまで 数えるのか。

組合:常時雇用者すべて。常勤・非常勤に関 わらず月1時間でも年間通して勤務する 人をカウントするのが労安法の立場。

> 教委:以前、県福利課に確認したところ、カ い、市町村の判断であるということだっ ウントの仕方は法律では定められていな

組合:小牧市のカウント基準を教えてほし い。今ここで答えられないのなら、後日 ご回答いただきたい。

### 【50人未満の職場にも

組合:働いている人にとって労働条件の大切 にもぜひ校内衛生委員会を設置してほし である。要綱を変えて50人未満の職場 さは、職場の人数に関わりなくみな同じ 校内衛生委員会を】

教委:校内衛生委員会については、前回の総 らしたので、今の取組を継続していく。 かなりの学校で部活動指導者の複数化が 告があった。現実に長時間勤務を大部減 でそういう話し合いをしているという報 たところ、運営委員会・企画委員会の中 題にあげ、「学校現場はどうか」と尋ね 括安全衛生委員会で「その他」の中で話 いたが、審議はしなかったのか。 衛生委員会で伝えたという返事をいただ

し合いを月1回ぐらいはやってください じようなメンバーで同じような内容の話 瀬戸市のことを聞いたので、瀬戸市と同 るぐらいお願いをし、指導をしている。 時間の縮減については、耳にタコができ ・校内衛生委員会」という名前はないが、 月1回の校長会の中で意識高揚と在校

> だけ作って中身がないよりは実をとりた ている。「校内衛生委員会」という名前 とお願いしているので、少しずつ広がっ

組合:瀬戸市はどの学校にも校内衛生委員会 て、共通認識するという流れが大切であ があり、各学校から出た内容を総括安全 よいという問題ではなく、市が吸い上げ みになっている。各学校でやればそれで 衛生委員会の場で議題にあげ、話し合っ たことが各学校に還元されるという仕組

教委:いずれそういう流れに進んでいくだろ 組合:やる方向にあるのなら「要綱」の中に うが、現時点では「実」をとっている。 そういう文章を入れてもう1歩進めてほ

組合:「校内衛生委員会」のような場がある 員会があれば働く人が助かる。 して重症化する恐れもある。校内衛生委 ぎらない。声をあげるすべもなく悶々と ことを若い先生たちも知っているとはか

であった。(10月6日)折角、衛生管理 が文書として存在するかについての後日回 時間外労働時間の縮減に役立ていくべきで 生委員会に口頭で報告して反映している」 答は、「巡回記録は作成せず、総括安全衛 者が巡回して、職員の在校時間をチェック しているのであれば、公の記録として残し、 市の衛生管理者による職場巡回の記録

に校内衛生委員会の設置をすべきである。 50人以上の職場には法に沿って、早急 また、50人未満の職場にも要綱を改正

して校内衛生委員会の設置することを求め ていきたい。市教労の「50人未満の職場 総括安全衛生委員会の場で報告されたこと にも校内衛生委員会の設置を」の要望が、

組合:本人が望んでいないのに時間外労働さ

せられているのなら違法ですよね。止め

組合:しかし、そのために教材研究の時間が

なくなるというのはおかしい。

<市の職員カウント基準(2015·10·13回答)>

県費負担職員(産体・育体・休職等、

市単独採用(用務員

ALT・給食配膳員は、カウントしない

組合:客観的事実として勤務時間を明示し

若く未熟な人の芽を摘むのは避けたい。 によって学年のまとまりを分断したり、

【職場に職員の勤務形態の明示を】

組合:学校現場にはいろんな勤務形態の人が するよう指導をしてほしい。 いる。校長にそれぞれの勤務時間を明示

当てられている学校が多いと聞いてい 用が、勤務時間外なのに清掃指導に割り る。中には再任用に掃除をみてほしいた 除の計画表に組み込まれていたり、再任 本来休憩時間であるALTが給食や掃

りぎりにしている学校もある。 めに、出勤を1時間目の始まりの時刻ぎ

教委:清掃指導が職務の中にないかといえば

組合:鳥居裁判で、年度初めに割り当てられ 「包括的職務命令」に基づく公務】 る。市教委の見解はどうか。 している仕事についても同じことがいえ とで、部活動や委員会、担任が日常的に なすという判決が出た。これは重大なこ 時間外に働いた分も包括的職務命令とみ た分掌について、自分の裁量で自主的に

教委:だから、割り振れと?そこまでの解釈 割り振らなければならない」とまでは思 ないようにさせることは大事だと思って いるが、「7時間45分を超えた業務は はできないでしょう。長時間勤務になら

いつでも見られるようにしておくとか。 くても職員室のどこかに張っておくとか ておくことは必要である。全員に配らな

組合:包括的職務命令の判決が出たのだから

かない。放置することはできない。 割り振り変更簿がないと絶対に回ってい

教委:県教委は具体的に部活動は勤務だと言 っているのか。

組合:まだ、そこまでは言ってない。これか ら交渉でつめるところ。ただし、県が言 間中や時間外の部活動は勤務ではないと わなくても小牧市独自でできる。休憩時

教委:今のところ、割り振りの対象とは考え ていない。 いう見解か。

教委:確かに昔に比べいろんな働き方の人が

もしれない。しかし、一覧表を出すこと 増えたので一覧表があったほうがいいか ば、違法な働かせ方を防ぐ手立てになる

組合:個別の勤務時間を広く公に明示すれ

たほうがいいかもしれない。

教委:勤務時間管理については、注意を促し

させるべきです。

組合:では教員が現にやっている部活動は何 なのか。見解は?

教委:確かにやっているけれど・・・。 見

組合:最高裁の判決により答えを出さざるを 得ないところにきている。

組合:愛日地区には割り振り変更簿が存在し 教職員みんなの願いである。ぜひ前向き では働き方に不公平が出る。この地区の り振り変更簿があるところとないところ ている。同じ愛知県下で働いていて、割 でやるようにと強く指導していると言っ 勤務時間を管理するために客観的なもの ないということだが、県教委はきちんと な回答を。(他地区の割り振り変更簿を

組合:市教委は「こんなふうに目に見える形 教委:これは校長の仕事の範疇ですね。 でやってね」と指導できる。

組合:県教委は「時間外を超えて命じられた 言っている。 業務はすべて割り振りの対象である」と

教委:恒常的に100時間超えているのに放 とではないでしょ。 えたからと言って割り振りしろというこ 置することはだめだけれど、一つ一つ超

組合:割り振りについては客観的なものでし す。ぜひ、県の指示に従ってください。 なさいという県教委の指示であり指導で

することは大前提である。しかし、実際 が共同で教育という仕事を行っていくに 重要である。 働きやすい職場をつくる上で、決定的に 職種毎の勤務時間が明示されることは、 働をせざるをえない状況に同僚を追い込 は、お互いの勤務のあり方・立場を理解 んでしまっている現実は往々にしてある。 には理解が不十分で結果として時間外労 様々な任用形態・勤務形態で働く職員

期的なことであった。県教委も市教委も 勤務時間外に行われている膨大な部活動 ば公務として認められたことは、教職員 とは不可能である。 指導を未だ割り振りの対象として認めよ の膨大な時間外労働を解消する上で、画 して時間外労働時間の大幅縮減を図るこ うとしていないが、この問題の解決なく 「包括的職務命令」に基づくものであれ 鳥居裁判で、時間外に行った仕事でも

割り振り変更簿が各職場に整備されるよう 勤務時間の適正な割り振り変更をするよう ていないが、県教委は、「客観的なもので 指導している。引き続き、日常の勤務時間 における割り振り変更簿の必要性を認め 愛日管内の教育委員会は、「日常の勤務